

【令和2年第5回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和2年9月3日 総務委員長 河野 ゆかり

○「議案第152号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- * 現在販売済みの川崎じもと応援券が全て利用された場合の地方創生臨時交付金の使用額及び残額について

現在、1冊当たり3,000円のプレミアム分が付与された川崎じもと応援券は約47万冊売れていることから、プレミアム分に対して約14億円、そのほかに事務的費用として約4億円を要するため、合計約18億円を使用している計算となる。なお、地方創生臨時交付金の総額は30億円であることから、現時点での残額は約12億円である。

- * 川崎じもと応援券の第3次販売後に地方創生臨時交付金の余剰が生じた際の対応について

余剰額を国に返還することとならないように、川崎じもと応援券事業以外に行っている各種新型コロナウイルス感染症対策に充て、市民へ還元していきたいと考えている。

- * 緊急事態宣言の期間中にサービスを継続した福祉事業所に対する支援金給付に係る基準について

所管局である健康福祉局からは、緊急事態宣言前の令和2年2月及び3月と緊急事態宣言下である令和2年4月及び5月のサービス料収入を比較した上で、本補正に係る事業費の額を計上したと聞いている。

- * 令和2年2月及び3月ではなく前年同期と比較した方が良いとの考えについて

比較対象月については様々な意見が寄せられているが、今回提案した事業費及び補正予算額で議決いただきたいと考えている。

- * 財源が限られていることを踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の具体的な内容について

地方創生臨時交付金の使途について、国から自治体に対しては、感染拡大防止対策や各種給付のみならず、キャッシュレス決済の導入や脱炭素化等、新しい生活様式への対応に向けた取組の実施も例示されているところである。これらについては今後審議いただく予定である「議案第125号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」において盛り込んでいることを含め、本委員会前の代表質疑において「限られた財源の中で総合的に勘案して」と答弁したものである。

《意見》

- * 令和2年4月28日以降に出生した新生児に対して川崎じもと応援券を2冊、2万6,000円相当を支給するとのことであるが、特別定額給付金10万円の支給対象である令和2年4月27日以前に出生した新生児との差が大きいため、4月28日以降に出生した新生児に対する10万円の現金給付の実施を検討してほしい。
- * 新生児を養育する世帯からは新型コロナウイルス感染症のまん延に伴って様々な

苦勞が生じているとの声が寄せられている。代表質疑の答弁で繰り返し用いられていた「限られた財源の中で」の言葉のとおり、今後も対策に向けた財源の捻出に努めるとともに、特別定額給付金が支給されない新生児に対して10万円相当の給付を行っている他自治体との差を埋める施策を検討し、推進してほしい。

* 母子保健感染対策事業の周知に関して、代表質疑においては新型コロナウイルス感染症に感染した場合に妊婦に掛かる制限や負担が大きいことから、適切な広報を徹底していくとの答弁があったが、必要以上に不安を与えすぎないための配慮を十分に行った上で広報を進めるよう、所管局へ伝えてほしい。

* 市立学校へのサーマルカメラの導入は他の本市施設に先駆けた取組であることから、避難所での活用や日常的な検温の実施も含めた導入効果の測定・検証を十分に行い、適切な情報共有を行うとともに、今後の区役所等他施設へのサーマルカメラ導入に向けて進めてほしい。

《 審査結果 》

全会一致原案可決